

協議第40号

協定項目5

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

財産の取扱いについて
1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

1市3町の財産状況(平成16年3月31日現在)

1 公有財産

(1) 土地及び建物

(単位: m²)

区 分		全 体				酒 田 市				八 幡 町				松 山 町				平 田 町			
		土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物		
			木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計
庁 舎		50,414	1,742	19,534	21,276	21,087	1,573	10,558	12,131	9,234		2,738	2,738	7,222	169	1,952	2,121	12,871		4,286	4,286
その他 の行政 財産	消防 施設	6,637	2,767	123	2,890	3,347	1,930	113	2,043	782				1,793	500	10	510	715	337		337
	その他 の施設	16,361	258	1,910	2,168	117	258		258					16,244		1,910	1,910				
公共用 財 産	学校	994,668	17,333	194,918	212,251	692,529	15,667	148,343	164,010	99,688	146	18,597	18,743	84,606	229	13,922	14,151	117,845	1,291	14,056	15,347
	公営 住宅	104,144	4,707	47,886	52,593	78,126	434	46,191	46,625	12,339	839	1,695	2,534	3,327	1,033		1,033	10,352	2,401		2,401
	公園	1,529,024	706	2,292	2,998	1,413,901	351	447	798	44,003	121		121	32,648	219	1,845	2,064	38,472	15		15
	その他 の施設	3,047,337	36,631	157,371	194,002	555,639	11,202	114,086	125,288	1,883,820	13,554	18,186	31,740	302,192	5,341	9,345	14,686	305,686	6,534	15,754	22,288
小 計		5,748,585	64,144	424,034	488,178	2,764,746	31,415	319,738	351,153	2,049,866	14,660	41,216	55,876	448,032	7,491	28,984	36,475	485,941	10,578	34,096	44,674
普通財産		1,575,048	3,086	6,372	9,458	559,862	1,806	4,062	5,868	656,032	129	786	915	10,334	197		197	348,820	954	1,524	2,478
山 林		7,100,808	0	0	0	2,231,971				3,639,559				687,459				541,819			
合 計		14,424,441	67,230	430,406	497,636	5,556,579	33,221	323,800	357,021	6,345,457	14,789	42,002	56,791	1,145,825	7,688	28,984	36,672	1,376,580	11,532	35,620	47,152

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

(2)山林

(単位:㎡)

区分	全体	酒田市	八幡町	松山町	平田町
所有	7,100,808	2,231,971	3,639,559	687,459	541,819
分収	2,427,037	463,560	801,446	60,280	1,101,751
合計	9,527,845	2,695,531	4,441,005	747,739	1,643,570

(3)動産

区分	全体	酒田市	八幡町	松山町	平田町
船舶	1隻	1隻			
	223 総トン	223 総トン			
し尿運搬船	1隻	1隻			
	92 総トン	92 総トン			
飛島海中体験丸	1隻	1隻			
	11.16 m	11.16 m			

(4)物権

(単位:㎡)

区分	全体	酒田市	八幡町	松山町	平田町
地上権	350.00	350.00			
地役権	548.41	548.41			
合計	898.41	898.41			

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

(5) 無体財産

区 分	全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
商 標 権	4 件	3 件			1 件
合 計	4 件	3 件			1 件

(6) 有価証券

(単位:円)

区 分	全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
株 券	250,006,650	190,974,150	22,646,500	35,329,000	1,057,000
合 計	250,006,650	190,974,150	22,646,500	35,329,000	1,057,000

(7) 出資等による権利

(単位:円)

区 分	全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
出 資 金	810,399,480	599,363,500	81,832,980	57,889,000	71,314,000
出 捐 金	628,725,800	567,662,800	31,567,200		29,495,800
預託金及び貸付金	651,388,021	643,373,021	2,321,000	2,278,000	3,416,000
合 計	2,090,513,301	1,810,399,321	115,721,180	60,167,000	104,225,800

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

2 物 品(自動車)

(単位:台)

区 分	全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
乗用車(普通・小型)	57	25	18	7	7
貨物車(普通・小型)	69	51	1	7	10
軽四輪車(普通・貨物)	30	12	3	7	8
バ ス	38	13	10	7	8
し尿収集車	5	3	2		
塵芥収集車	8	8			
消 防 車	64	44	8	2	10
特 殊 車	52	26	9	7	10
合 計	323	182	51	37	53

3 債 権

(単位:円)

区 分	全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
高齢者住宅設備資金貸付金	11,219,349				11,219,349
八幡町病院事業会計長期貸付金	99,460,285		99,460,285		
育英資金貸付金	99,297,750				99,297,750
合 計	209,977,384		99,460,285		110,517,099

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

4 基金

(単位:円)

区 分		全 体	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
(1) 財政調整基金	現 金	1,579,572,869	910,470,472	121,214,397	160,514,000	387,374,000
(2) 市債管理(減債)基金	現 金	1,142,391,740	819,789,720	73,094,020	834,000	248,674,000
(3) 土地開発基金	現 金	649,942,344	460,711,449	87,035,879	45,715,816	56,479,200
	貸付金	0				
	土 地	1,025,045,273	803,106,553	74,507,114	80,506,606	66,925,000
	計	1,674,987,617	1,263,818,002	161,542,993	126,222,422	123,404,200
(4) 総務、企画関係基金	現 金	847,452,799	798,567,359	47,921,440	730,000	234,000
(5) 施設整備関係基金	現 金	2,315,571,941	2,095,597,142	95,249,799	2,545,000	122,180,000
	有価証券	103,222,000	103,222,000			
	計	2,418,793,941	2,198,819,142	95,249,799	2,545,000	122,180,000
(6) 健康、福祉関係基金	現 金	1,077,717,376	755,011,951	150,486,425	44,065,000	128,154,000
(7) 上下水道等関係基金	現 金	241,962,871	0	177,150,871	23,912,000	40,900,000
(8) 産業関係基金	現 金	171,515,974	91,944,393	12,103,659	17,580,646	49,887,276
	貸付金	14,500,000	0	0	14,500,000	0
	計	186,015,974	91,944,393	12,103,659	32,080,646	49,887,276
(9) 教育、文化関係基金	現 金	537,035,864	481,631,222	5,342,000	28,262,642	21,800,000
	有価証券	1,225,000	1,225,000	0	0	0
	貸付金	13,382,000	0	0	13,382,000	0
	計	551,642,864	482,856,222	5,342,000	41,644,642	21,800,000
(10) 国民健康保険給付基金	現 金	1,020,105,833	613,644,635	145,235,356	129,434,000	131,791,842
合 計		10,740,643,884	7,934,921,896	989,340,960	561,981,710	1,254,399,318

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

地方債残高(平成15年度決算)

(単位:百万円、%)

区 分	全 体			酒 田 市			八 幡 町			松 山 町			平 田 町			
	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	残高(A)	うち交付税 措置(B)	(A)-(B)	
普通会計	63,681	28,962	34,719	48,307	19,437	28,870	6,298	4,024	2,274	3,063	1,811	1,252	6,013	3,690	2,323	
特別会計・ 企業会計	公共下水道事業	33,489	17,119	16,370	28,863	14,497	14,366	2,471	1,286	1,185	2,155	1,336	819		0	
	農業集落排水事業	5,433	2,658	2,775	2,963	1,357	1,606	461	255	206	424	212	212	1,585	834	751
	合併処理浄化槽設置事業	175	93	82	50	25	25			0			0	125	68	57
	簡易排水事業	20	10	10			0			0	20	10	10			0
	水道事業	14,682	116	14,566	12,654	84	12,570			0	1,328	32	1,296	700		700
	簡易水道事業	863	279	584			0	863	279	584			0			0
	病院事業	2,777	946	1,831	2,267	840	1,427	510	106	404			0			0
	介護保険事業	274	0	274	254		254			0			0	20		20
	旅客定期航路事業	159	57	102	159	57	102			0			0			0
	国保事業(施設勘定)	27	19	8			0			0	27	19	8			0
飛島診療所	2	2	0	2	2	0										
合 計	121,582	50,261	71,321	95,519	36,299	59,220	10,603	5,950	4,653	7,017	3,420	3,597	8,443	4,592	3,851	

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目5	財産の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	企画財政部会 財政分科会
----------	--------------

債務負担行為の状況(平成15年度決算)

(単位:千円)

区 分	全 体		酒 田 市		八 幡 町		松 山 町		平 田 町	
	債務負担行為 限度額	平成16年度 以降の 支出予定額								
1. 物件の購入等に係るもの	2,258,046	654,885	2,223,086	654,885					34,960	
(1)土地の購入に係るもの	2,034,960	525,735	2,000,000	525,735					34,960	
(2)その他の物件の購入に係るもの	223,086	129,150	223,086	129,150						
2. 債務保証又は損失補償に係るもの	4,077,730		4,000,000				77,730			
(1)地方三公社に係るもの	4,074,000		4,000,000				74,000			
(2)その他に係るもの	3,730						3,730			
3. その他	4,334,631	2,416,069	1,918,411	1,054,851	850,429	409,652	824,435	472,689	741,356	478,877
(1)利子補給等に係るもの	1,460,689	783,949	1,354,953	744,528	61,255	22,053	14,029	8,371	30,452	8,997
(ア)農林水産関係に係るもの	117,850	45,827	85,960	40,485	16,860	4,905	3,037	3	11,993	434
(イ)商工関係に係るもの										
(ウ)住宅関係に係るもの	73,846	34,079			44,395	17,148	10,992	8,368	18,459	8,563
(エ)その他	1,268,993	704,043	1,268,993	704,043						
(2)その他に係るもの	2,873,942	1,632,120	563,458	310,323	789,174	387,599	810,406	464,318	710,904	469,880
合 計	10,670,407	3,070,954	8,141,497	1,709,736	850,429	409,652	902,165	472,689	776,316	478,877

協議第 4 1 号

協定項目 8

地方税の取扱いについて（その 2）

地方税の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

地方税の取扱いについて（その 2）

- （ 2 ） 1 市 3 町で差異のある事項については、次のとおりとする。
都市計画税については、次のとおりとする。
（ア）酒田市と八幡町の現行の課税区域及び税率を新市に引き継ぐ。
（イ）不均一課税は、5 年以内に制限税率に統一する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 8	地方税の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	<p>(2) 1市3町で差異のある事項については、次のとおりとする。</p> <p>都市計画税については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 酒田市と八幡町の現行の課税区域及び税率を新市に引き継ぐ。</p> <p>(イ) 不均一課税は、5年以内に制限税率に統一する。</p>

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

都市計画税

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【対象】 基準日1月1日に都市計画区域内の市街化区域全域、及び市街化調整区域内で酒田市都市計画税条例で定められた区域に存在する土地、家屋の所有者に対して課税</p> <p>【税率】 0.3 / 100</p> <p>【納期限】 固定資産税と同じ</p> <p>【住宅用地に対する課税標準の特例】 小規模住宅用地 1 / 3 住宅用地 2 / 3</p>	<p>【対象】 基準日1月1日に都市計画区域内で八幡町都市計画税条例で定められた区域に存在する土地、家屋の所有者に対して課税</p> <p>【税率】 0.25 / 100</p> <p>【納期限】 固定資産税と同じ</p> <p>【住宅用地に対する課税標準の特例】 小規模住宅用地 1 / 3 住宅用地 2 / 3</p>	<p>【対象】 都市計画区域の用途指定地域はありません (都市計画税条例はありません)</p>	<p>【対象】 都市計画区域の用途指定地域はありません (都市計画税条例はありません)</p>	<p>都市計画税については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 酒田市と八幡町の現行の課税区域及び税率を新市に引き継ぐ。</p> <p>(イ) 不均一課税は、5年以内に制限税率に統一する。</p>

協議第42号

協定項目14

一部事務組合等の取扱いについて(その3)

一部事務組合等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

一部事務組合等の取扱いについて(その3)

[一部事務組合等]

(3) 3町が加入する山形県市町村職員退職手当組合については、財政負担が少ない取扱いを選択するため、当該組合から脱退することを前提に、合併までに調整する。

[公社・第三セクター等]

(3) 土地開発公社については、次のとおり調整する。

3町が加入する「余目町ほか4町土地開発公社」については、「酒田市土地開発公社」に3町が保有する債権、債務を引き継ぎ、3町は合併の日の前日までに当該公社を脱退する。

「酒田市土地開発公社」については、「余目町ほか4町土地開発公社」において3町が保有する債権、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その3)
調整方針(案)	<p>[一部事務組合等]</p> <p>(1) 1市3町が加入する一部事務組合等(酒田地区クリーン組合、酒田地区消防組合、庄内広域行政組合、庄内視聴覚教育協議会、山形県消防補償等組合、山形県自治会館管理組合)については、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。</p> <p>(2) 3町が加入する山形県市町村交通災害共済組合については、当該組合から脱退し、新市において交通災害共済事業を実施する。</p> <p>(3) 3町が加入する山形県市町村職員退職手当組合については、財政負担が少ない取扱いを選択するため、当該組合から脱退することを前提に、合併までに調整する。</p>

所管部会	総務部会・企画財政部会・市民生活部会・教育部会
------	-------------------------

一部事務組合等の現状 平成16年4月現在

組合等名	酒田地区クリーン組合	酒田地区消防組合	庄内広域行政組合	庄内視聴覚教育協議会	山形県消防補償等組合	山形県自治会館管理組合	山形県市町村職員退職手当組合	山形県市町村交通災害共済組合
設立(設置)年月日	昭和37年11月12日	昭和48年4月1日	昭和47年5月10日	昭和47年11月1日	昭和27年1月23日	昭和35年4月1日	昭和35年10月1日	昭和44年3月29日
構成市町村等	1市3町、遊佐町、立川町、余目町	1市3町、遊佐町、立川町、余目町	庄内14市町村	庄内14市町村	県内全市町村	県内全市町村	県内40市町村(山形市・米沢市・酒田市・天童市を除く)	長井市、南陽市ほか26町村
組合長等	管理者 酒田市長	管理者 酒田市長	理事長 鶴岡市長	会長 鶴岡市長	組合長 遊佐町長	管理者 松山町長	組合長 八幡町長	組合長 松山町長
事務所	酒田市広栄町三丁目133	酒田市千石町一丁目12-1	庄内町村会内	山形県庄内教育事務所内	山形県町村会内	山形県町村会内	山形県自治会館内	山形県町村会内
職員数	組合職員 7名 市町派遣職員 6名	組合職員 98名 市町派遣職員 119名	組合職員 - 市町派遣職員 8名	臨時職員 1名	組合職員 1名	組合職員 1名	組合職員 4名	組合職員 -
共同処理する事務、目的等	し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、管理運営 し尿中継業務	消防及び救急業務	庄内広域行政圏計画及び庄内地方拠点都市地域基本計画の策定並びに事業の実施 卸売市場法に基づく青果物地方卸売市場の設置、管理運営 食肉流通施設の設置、管理運営 市町村職員の共同研修の実施	視聴覚フィルム及び機器の購入管理事務 視聴覚教育の普及及び研究指導	非常勤消防団員等の公務災害補償事務 消防団員退職報償支給事務	山形県自治会館の維持管理	退職手当事務及び財団法人の設立に関する事務	交通災害共済事業
議会	議員定数 16名	議員定数 16名	議員定数 24名	-	議員定数 15名	議員定数 10名	議員定数 13名	議員定数 8名
主な財産	ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター、最終処分場の土地と建物 車両13台	本署及び9分署の土地と建物、車両52台	-	-	基金	建物	基金	基金
課題等	旧ごみ焼却炉の解体	-	-	視聴覚フィルムの運搬方法 制度のPR	-	-	-	-
備考			会費負担割合 均等割 20% 人口割 80%	会費負担割合 平等割 20% 基準財政需要額割 40% 人口割 40%				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合の取扱いについて(その3)
調整方針(案)	<p>[公社・第三セクター等]</p> <p>(3) 土地開発公社については、次のとおり調整する。</p> <p>3町が加入する「余目町ほか4町土地開発公社」については、「酒田市土地開発公社」に3町が保有する債権、債務を引き継ぎ、3町は合併の日の前日までに「余目町ほか4町土地開発公社」を脱退する。</p> <p>「酒田市土地開発公社」については、「余目町ほか4町土地開発公社」において3町が保有する債権、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。</p>

各市町の土地開発公社の現状(平成16年3月31日現在)

所管部会・分科会 企画財政部会 企画分科会

項 目		酒田市土地開発公社	余目町ほか4町土地開発公社	調整方針	
役員構成	理事	定数	13名以内	15名以内	<p>理事の定数、監事の定数は酒田市土地開発公社に合わせる。</p> <p>合併後は余目町ほか4町土地開発公社の理事(松山町、平田町、八幡町出身理事)は失職する。</p>
		現在	13名	14名	
		内訳	助役、収入役、総務部長、建設部長、市議会議員9名	助役(余目、立川、平田、松山) 町議会議員(余目、立川、八幡、松山、平田) 余目町収入役、立川町企画開発課長、八幡町企画商工課長、松山町総務企画課長、平田町企画課長	
		理事長	助役	余目町助役	
		理事長職務代理者		平田町助役	
		副理事長	市議会議員		
		常務理事	総務部長		
	監事	定数	2名以内	2名以内	
		現在	2名	2名	
		内訳	議会選出監査委員、水道事業管理者	余目町代表監査委員、松山町代表監査委員	
	幹事	定数	若干名		
		現在	5名		
		内訳	総務、企画調整、財政、都市計画、会計各課長		
理事・監事の任命者		酒田市長	設立団体の長が別に協議して定める町の長(指定町長)が任命する	新市の長が任命する。	
理事・監事の任期		平成15年6月1日～平成17年5月31日(2年間)	平成15年4月1日～平成17年3月31日(2年間)	酒田市土地開発公社に合わせる。	
役員の報酬		市議会議員以外の役員は無報酬であるが、市議会議員役員には理事会出席時、監査実施時に5,700円を支給している。	議会選出の理事並びに監事には理事会出席時に5,700円を支給している。	酒田市土地開発公社に合わせる。	
職員構成	職員数	13名	12名	新市の組織に準じる。	
	係	業務係、庶務会計係			
	内訳	事務局長1、参事1、事務局次長1、主査4、係長2(主査兼務)、主任1、主事3、技師2	事務局長1(余目) 主事10(余目6、立川・八幡・松山・平田各1) 臨時職員1		
	身分	管財課・土木課との併任	余目町ほか4町職員との併任		
職員の給与		職員3人分の給与を公社で支出、残りは酒田市が負担	臨時職員1人分の給与を公社で支出している。		
基本財産		500万円(出資団体酒田市)	500万円(出資団体:立川町、余目町、八幡町、松山町、平田町各100万円)	酒田市土地開発公社に合わせる。	
監査		年1回定例監査を実施、決算理事会前に決算審査を実施	年1回定例監査を実施、決算理事会前に決算審査を実施	酒田市土地開発公社に合わせる。	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合の取扱いについて(その3)
調整方針(案)	<p>[公社・第三セクター等]</p> <p>(3) 土地開発公社については、次のとおり調整する。</p> <p>3町が加入する「余目町ほか4町土地開発公社」については、「酒田市土地開発公社」に3町が保有する債権、債務を引き継ぎ、3町は合併の日の前日までに「余目町ほか4町土地開発公社」を脱退する。</p> <p>「酒田市土地開発公社」については、「余目町ほか4町土地開発公社」において3町が保有する債権、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。</p>

所管部会・分科会 企画財政部会 企画分科会

項	目	酒田市土地開発公社	余目町ほか4町土地開発公社				調整方針
			八幡町	松山町	平田町	合計	
流動資産	現金預金(円)	338,172,438	1,722,136	2,247,916	1,722,136	5,692,188	<p>余目町ほか4町土地開発公社の有形固定資産の取扱いについては、当該公社脱退の日までに調整する。</p> <p>各町の基本金は、現状の金額を引き継ぐ。</p> <p>余目町ほか4町土地開発公社の準備金については、当該公社脱退の日までに調整し、3町に配分された金額を酒田市公社に引き継ぐ</p>
	公有用地	525,735,060				0	
	完成土地			33,150,016		33,150,016	
	未成土地	1,458,858,153				0	
	合計	2,322,765,651	1,722,136	35,397,932	1,722,136	38,842,204	
固定資産	有形固定資産	492,442				0	
	無形固定資産	417,480					
	合計	909,922	0	0	0	0	
資産合計		2,323,675,573	1,722,136	35,397,932	1,722,136	38,842,204	
流動負債	未払費用	57,745				0	
	前受金					0	
	預り金					0	
	合計	57,745	0	0	0	0	
固定負債	長期借入金	1,944,990,000		33,005,152		33,005,152	
	合計	1,944,990,000	0	33,005,152	0	33,005,152	
負債合計		1,945,047,745	0	33,005,152	0	33,005,152	
基本金	基本財産	5,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	
	合計	5,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	
準備金	前年度繰越準備金	393,252,513	1,142,652	1,810,296	626,000	3,578,948	
	当期純損益	19,624,685	420,516	417,516	96,136	741,896	
	合計	373,627,828	722,136	1,392,780	722,136	2,837,052	
資本合計		378,627,828	1,722,136	2,392,780	1,722,136	5,837,052	
負債・資本合計		2,323,675,573	1,722,136	35,397,932	1,722,136	38,842,204	
保有土地 (平成16年3月31日現在)		1 公有用地 104,166.38 m ² (市民会館建設用地、光ヶ丘公園用地、駅前広場用地) 2 未成土地 203,183.98 m ² (京田西工業団地)	1 公有用地 なし 2 完成土地 なし	1 公有用地 なし 2 完成土地 747.72 m ² (松山町住宅団地) 1,839.67 m ² (松山町清水下住宅団地)	1 公有用地 なし 2 完成土地 なし		
長期保有土地(5年以上保有)		無し		松山町住宅団地 747.72 m ² (H16年度に、公園・緑地用地として、411.33 m ² を松山町に処分予定)			

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合の取扱いについて(その3)				
調整方針(案)	<p>[公社・第三セクター等] (3) 土地開発公社については、次のとおり調整する。 3町が加入する「余目町ほか4町土地開発公社」については、「酒田市土地開発公社」に3町が保有する債権、債務を引き継ぎ、3町は合併の日の前日までに「余目町ほか4町土地開発公社」を脱退する。 「酒田市土地開発公社」については、「余目町ほか4町土地開発公社」において3町が保有する債権、債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。</p>				
<table border="1" style="float: right; margin-left: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">所管部会・分科会</td> <td style="padding: 2px;">企画財政部会 企画分科会</td> </tr> </table>				所管部会・分科会	企画財政部会 企画分科会
所管部会・分科会	企画財政部会 企画分科会				
項 目	酒田市土地開発公社	余目町ほか4町土地開発公社	調整方針		
長期借入金(平成16年3月31日現在)	株式会社荘内銀行 45,410,000円(利率0.550%) 株式会社山形銀行 143,240,000円(利率1.250%) 酒田信用金庫 268,470,000円(利率0.250%~0.450%) 酒田市袖浦農協 586,970,000円(利率0.000%~0.600%) 庄内みどり農協 900,900,000円(利率0.000%~0.670%)	(松山町)山形しあわせ銀行 33,005,152円(利率1.1%)	金融機関からの余目ほか4町土地開発公社借入金については1年更新であり、土地との繋がりがもたないため、借り換えに際して利率の見直しを行う。		
事業資金の借入先の決定方法	農地以外の取得で借入金5千万円未満は荘内銀行から借り入れしている。 農地以外の取得で借入金5千万円以上1億円未満は市内金融機関(地銀4行)からの見積り合わせで決定している。 農地取得で借入金1億円未満は庄内みどり農協又は酒田市袖浦農協から借り入れしている。 1億円以上の借り入れは市内金融機関(10金融機関)からの見積り合わせで決定している。 ただし取得予定地の経営が金融機関と密接な関係があるとか、その金融機関から借り入れすることで円滑な用地取得ができる場合は特定の金融機関から借り入れしている。	町指定金融機関からの利率の見積り合わせにより決定する。(松山町)	酒田市土地開発公社に合わせる。		
市または町からの財政援助	1 損失補償額 用地取得費 20億円、工業用地取得費 40億円 2 貸付金、補助金、利子補給 無し	1 損失補償額 松山町74,000千円	新市の損失補償額の取扱いについては、今後の検討課題とする。		
経理処理	随時発生する諸取引を勘定科目を起こして振替伝票に仕訳して起票し、現金預金収入日報への記帳を行っている。また毎月末に振替伝票から総勘定元帳に転記し、合計残高試算表を作成している。こうした作業を手処理で行っている。給与計算事務のみ酒田市情報システム課に委託している(委託料年額23,000円)。平成15年度に会計システムを導入した。	余目町で実施(市販のソフトを使って電算処理)	酒田市土地開発公社に合わせる。		
付帯業務の状況(土地の貸し付け等)	無し	松山町住宅団地で電柱の賃貸収入あり。			

協議第 4 3 号

協定項目 2 4 - (1 3)

水道関係事業の取扱いについて

水道関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北 庄 内 合 併 協 議 会
会 長 阿 部 寿 一

記

水道関係事業の取扱いについて

- (1) 上水道事業及び簡易水道事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 上水道事業の水道使用料は、現行のとおりとし、5 年を目途に統一する。
八幡町簡易水道事業の水道使用料は、合併時に統一する。
- (3) 加入金は、現行のとおりとし、5 年を目途に統一する。
- (4) 手数料は、酒田市の例を基本として合併時に統一する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (13)	水道関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	(1) 上水道事業及び簡易水道事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

地方公営企業法適用事業

所管部会・分科会	建設部会・上水道分科会
----------	-------------

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
名称	酒田上水道	該当なし	松山上水道	平田上水道	(1) 名称等の変更が必要な場合は、その手続きを行う。(変更認可手続き)
給水区域	酒田市の全域及び八幡町の区域内の一部		松山町の全域及び最上郡戸沢村の区域内の一部	平田町の全域	
給水人口	109,200人 うち飛島簡易水道 700人		上水道事業 6,450人 小規模水道事業 72人	上水道事業 7,970人 簡易水道事業 230人	
1日最大給水量	74,495 m ³ /日 うち飛島簡易水道 315 m ³ /日		上水道事業 3,340 m ³ /日 小規模水道事業 21 m ³ /日	上水道事業 4,000 m ³ /日 簡易水道事業 34.5 m ³ /日	
主要施設等	小牧浄水場（最上川表流水） 鳥海浄水場（地下水） 新山受水場（広域受水） 《飛島簡易水道》 勝浦浄水場・配水池		松山町配水場 ・配水池（1池） 《小規模水道事業》 柏谷沢水源地	飛鳥浄水場（地下水） 大畑浄水場（湧水） 第1受水場（広域受水） 第2受水場（広域受水） ・配水池（6池） 《小林簡易水道》 小林浄水場（湧水）	

地方公営企業法非適用事業

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
名称	該当なし	八幡簡易水道	該当なし	該当なし	(1) 八幡簡易水道は、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道事業者が業務を受託する。 (2) 新市において、地方公営企業法の適用をめざす。
給水区域		大沢地区、観音寺地区（一部）、日向地区（一部）			
給水人口		3,000人			
1日最大給水量		600 m ³ /日			
主要施設		升田水源地（伏流水） 配水池（3池）			

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (13)	水道関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	(2) 上水道事業の水道使用料は、現行のとおりとし、5年を目途に統一する。 八幡町簡易水道事業の水道使用料は、合併時に統一する。

使用料

所管部会・分科会

建設部会・上水道分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
酒田上水道	八幡簡易水道	松山上水道	平田上水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1. 口径別、一部用途別料金体系 2. 基本料金と従量料金 3. 平成8年6月分から現行料金	1. 口径別、一部用途別料金体系 2. 基本料金と従量料金 3. 平成8年6月分から現行料金	1. 口径別、一部用途別料金体系 2. 基本料金と従量料金 3. 平成15年7月分から現行料金	1. 用途別料金体系 2. 基本料金と従量料金 3. 平成6年10月分から現行料金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr><td>基本料金</td><td>13mm</td><td></td><td>1,200円</td></tr> <tr><td></td><td>20mm</td><td></td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>従量料金</td><td>10m³までの分</td><td></td><td>60円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>10m³を超え30m³までの分</td><td></td><td>160円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>250円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>60m³を超える分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>基本料金</td><td>25mm</td><td></td><td>3,300円</td></tr> <tr><td></td><td>40mm</td><td></td><td>7,400円</td></tr> <tr><td>従量料金</td><td>30m³までの分</td><td></td><td>210円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>250円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>60m³を超える分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>基本料金</td><td>50mm</td><td></td><td>13,000円</td></tr> <tr><td></td><td>75mm</td><td></td><td>36,000円</td></tr> <tr><td></td><td>100mm</td><td></td><td>70,000円</td></tr> <tr><td>従量料金</td><td></td><td></td><td>300円/m³</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>臨時用</td><td></td><td></td><td>350円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>プール用</td><td></td><td></td><td>200円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※公共施設として設置された水泳場を使用するもの</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>湯屋用</td><td>200m³まで</td><td></td><td>20,000円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>200m³を超える分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※営業の湯屋及び非営業の浴場で大口に消費するもの</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>船舶用</td><td></td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※港湾区域内の船舶給水施設により船舶用として給水するもの</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="4">※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</td></tr> </table>	基本料金	13mm		1,200円		20mm		1,900円	従量料金	10m ³ までの分		60円/m ³		10m ³ を超え30m ³ までの分		160円/m ³		30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³		60m ³ を超える分		300円/m ³	基本料金	25mm		3,300円		40mm		7,400円	従量料金	30m ³ までの分		210円/m ³		30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³		60m ³ を超える分		300円/m ³	基本料金	50mm		13,000円		75mm		36,000円		100mm		70,000円	従量料金			300円/m ³	臨時用			350円/m ³	※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの				プール用			200円/m ³	※公共施設として設置された水泳場を使用するもの				湯屋用	200m ³ まで		20,000円/m ³		200m ³ を超える分		300円/m ³	※営業の湯屋及び非営業の浴場で大口に消費するもの				船舶用			300円/m ³	※港湾区域内の船舶給水施設により船舶用として給水するもの				※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。				<table border="1"> <tr><td>基本料金</td><td>13mm</td><td>10m³まで</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td></td><td>20mm</td><td>10m³まで</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>従量料金</td><td>10m³を超え30m³までの分</td><td></td><td>180円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>250円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>60m³を超える分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>基本料金</td><td>25mm</td><td></td><td>3,300円</td></tr> <tr><td></td><td>30mm</td><td></td><td>4,900円</td></tr> <tr><td></td><td>40mm</td><td></td><td>7,500円</td></tr> <tr><td></td><td>50mm</td><td></td><td>12,600円</td></tr> <tr><td></td><td>75mm</td><td></td><td>33,700円</td></tr> <tr><td></td><td>100mm</td><td></td><td>66,200円</td></tr> <tr><td>従量料金</td><td>30m³までの分</td><td></td><td>180円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>250円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>60m³を超える分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>臨時用</td><td></td><td></td><td>390円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>プール用</td><td></td><td></td><td>180円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※公共施設として設置された水泳場を使用するもの</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>私設消火栓(演習用)</td><td>1栓5分間につき</td><td></td><td>1,800円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="4">※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</td></tr> </table>	基本料金	13mm	10m ³ まで	1,800円		20mm	10m ³ まで	2,500円	従量料金	10m ³ を超え30m ³ までの分		180円/m ³		30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³		60m ³ を超える分		300円/m ³	基本料金	25mm		3,300円		30mm		4,900円		40mm		7,500円		50mm		12,600円		75mm		33,700円		100mm		66,200円	従量料金	30m ³ までの分		180円/m ³		30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³		60m ³ を超える分		300円/m ³	臨時用			390円/m ³	※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの				プール用			180円/m ³	※公共施設として設置された水泳場を使用するもの				私設消火栓(演習用)	1栓5分間につき		1,800円	※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。				<table border="1"> <tr><td>基本料金</td><td>13mm</td><td>8m³まで</td><td>2,240円</td></tr> <tr><td></td><td>20mm</td><td>8m³まで</td><td>2,540円</td></tr> <tr><td>従量料金</td><td>8m³を超え30m³までの分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>320円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>60m³を超える分</td><td></td><td>350円/m³</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>基本料金</td><td>25mm</td><td>15m³まで</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td></td><td>30mm</td><td>15m³まで</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td></td><td>40mm</td><td>15m³まで</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td></td><td>50mm</td><td>15m³まで</td><td>14,000円</td></tr> <tr><td></td><td>75mm</td><td>15m³まで</td><td>33,000円</td></tr> <tr><td>従量料金</td><td>15m³を超え30m³までの分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>320円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>60m³を超える分</td><td></td><td>350円/m³</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>臨時用</td><td></td><td></td><td>350円/m³</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>プール用</td><td></td><td></td><td>300円/m³</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>消火栓(演習)及び消火用給水栓(防火貯水槽清掃・演習)</td><td>1栓10分間以内</td><td></td><td>3,000円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="4">※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</td></tr> </table>	基本料金	13mm	8m ³ まで	2,240円		20mm	8m ³ まで	2,540円	従量料金	8m ³ を超え30m ³ までの分		300円/m ³		30m ³ を超え60m ³ までの分		320円/m ³		60m ³ を超える分		350円/m ³	基本料金	25mm	15m ³ まで	5,000円		30mm	15m ³ まで	6,000円		40mm	15m ³ まで	10,000円		50mm	15m ³ まで	14,000円		75mm	15m ³ まで	33,000円	従量料金	15m ³ を超え30m ³ までの分		300円/m ³		30m ³ を超え60m ³ までの分		320円/m ³		60m ³ を超える分		350円/m ³	臨時用			350円/m ³	プール用			300円/m ³	消火栓(演習)及び消火用給水栓(防火貯水槽清掃・演習)	1栓10分間以内		3,000円	※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。				<table border="1"> <tr><td>家用水</td><td>基本料金</td><td>10m³まで</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td></td><td>従量料金</td><td>10m³を超える分</td><td>200円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※一般家用水に使用するもの</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>特別用水</td><td>基本料金</td><td>20m³まで</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td></td><td>従量料金</td><td>20m³を超える分</td><td>200円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※1. 工場用、工所用、各種営業用、庭園等娯楽用として毎月50m³以上使用するもの 2. 畜舎等としてメーターを異にして使用するもの 3. 興行、その他臨時用として使用するもの</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>官公署等(甲)</td><td>基本料金</td><td>50m³まで</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td></td><td>従量料金</td><td>50m³を超える分</td><td>200円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※官公署、学校、農協等、その他</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>官公署等(乙)</td><td>基本料金</td><td>5m³まで</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td></td><td>従量料金</td><td>5m³を超える分</td><td>200円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※公民館分館、集会所、その他</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>プール用</td><td></td><td></td><td>210円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※プール用水に使用するもの</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>消火栓及び消火用給水栓</td><td>1栓10分間以内</td><td></td><td>2,350円</td></tr> <tr><td colspan="4">※貯水池等の清掃及び、消防演習用を使用するもの</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>消防ポンプ車</td><td>年間10m³まで</td><td></td><td>3,000円</td></tr> <tr><td></td><td>10m³を超える分</td><td></td><td>210円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※消防ポンプ車等、洗車用を使用するもの</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="4">※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</td></tr> </table>	家用水	基本料金	10m ³ まで	2,200円		従量料金	10m ³ を超える分	200円/m ³	※一般家用水に使用するもの				特別用水	基本料金	20m ³ まで	4,500円		従量料金	20m ³ を超える分	200円/m ³	※1. 工場用、工所用、各種営業用、庭園等娯楽用として毎月50m ³ 以上使用するもの 2. 畜舎等としてメーターを異にして使用するもの 3. 興行、その他臨時用として使用するもの				官公署等(甲)	基本料金	50m ³ まで	11,300円		従量料金	50m ³ を超える分	200円/m ³	※官公署、学校、農協等、その他				官公署等(乙)	基本料金	5m ³ まで	1,100円		従量料金	5m ³ を超える分	200円/m ³	※公民館分館、集会所、その他				プール用			210円/m ³	※プール用水に使用するもの				消火栓及び消火用給水栓	1栓10分間以内		2,350円	※貯水池等の清掃及び、消防演習用を使用するもの				消防ポンプ車	年間10m ³ まで		3,000円		10m ³ を超える分		210円/m ³	※消防ポンプ車等、洗車用を使用するもの				※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。				<p>(1) 各事業の経営状況の財政的均衡を図るため、当の間現行使用料を適用した不均一料金とする。</p> <p>(2) 統一する水道使用料は、酒田市の例を基本とする。</p>
基本料金	13mm		1,200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	20mm		1,900円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
従量料金	10m ³ までの分		60円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	10m ³ を超え30m ³ までの分		160円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	60m ³ を超える分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
基本料金	25mm		3,300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	40mm		7,400円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
従量料金	30m ³ までの分		210円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	60m ³ を超える分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
基本料金	50mm		13,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	75mm		36,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	100mm		70,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
従量料金			300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
臨時用			350円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
プール用			200円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※公共施設として設置された水泳場を使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
湯屋用	200m ³ まで		20,000円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	200m ³ を超える分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※営業の湯屋及び非営業の浴場で大口に消費するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
船舶用			300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※港湾区域内の船舶給水施設により船舶用として給水するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
基本料金	13mm	10m ³ まで	1,800円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	20mm	10m ³ まで	2,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
従量料金	10m ³ を超え30m ³ までの分		180円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	60m ³ を超える分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
基本料金	25mm		3,300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	30mm		4,900円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	40mm		7,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	50mm		12,600円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	75mm		33,700円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	100mm		66,200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
従量料金	30m ³ までの分		180円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	60m ³ を超える分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
臨時用			390円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
プール用			180円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※公共施設として設置された水泳場を使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
私設消火栓(演習用)	1栓5分間につき		1,800円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
基本料金	13mm	8m ³ まで	2,240円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	20mm	8m ³ まで	2,540円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
従量料金	8m ³ を超え30m ³ までの分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	30m ³ を超え60m ³ までの分		320円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	60m ³ を超える分		350円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
基本料金	25mm	15m ³ まで	5,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	30mm	15m ³ まで	6,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	40mm	15m ³ まで	10,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	50mm	15m ³ まで	14,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	75mm	15m ³ まで	33,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
従量料金	15m ³ を超え30m ³ までの分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	30m ³ を超え60m ³ までの分		320円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	60m ³ を超える分		350円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
臨時用			350円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
プール用			300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
消火栓(演習)及び消火用給水栓(防火貯水槽清掃・演習)	1栓10分間以内		3,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
家用水	基本料金	10m ³ まで	2,200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	従量料金	10m ³ を超える分	200円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※一般家用水に使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
特別用水	基本料金	20m ³ まで	4,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	従量料金	20m ³ を超える分	200円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※1. 工場用、工所用、各種営業用、庭園等娯楽用として毎月50m ³ 以上使用するもの 2. 畜舎等としてメーターを異にして使用するもの 3. 興行、その他臨時用として使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
官公署等(甲)	基本料金	50m ³ まで	11,300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	従量料金	50m ³ を超える分	200円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※官公署、学校、農協等、その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
官公署等(乙)	基本料金	5m ³ まで	1,100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	従量料金	5m ³ を超える分	200円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※公民館分館、集会所、その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
プール用			210円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※プール用水に使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
消火栓及び消火用給水栓	1栓10分間以内		2,350円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※貯水池等の清掃及び、消防演習用を使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
消防ポンプ車	年間10m ³ まで		3,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	10m ³ を超える分		210円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
※消防ポンプ車等、洗車用を使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目24－(13)	水道関係事業の取扱いについて
-------------	----------------

調整方針（案）	(3) 加入金は、現行のとおりとし、5年を目途に統一する。
---------	-------------------------------

所管部会・分科会	建設部会・上水道分科会
----------	-------------

加入金

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																		
酒田上水道	八幡簡易水道	松山上水道	平田上水道																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>50,000 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>65,000 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>170,000 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>530,000 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>920,000 円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,500,000 円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>4,900,000 円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>13,600,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>・口径増加工事の場合は、新口径と旧口径の差額とする。 ・150mmを超える場合は、管理者が別に定める。 ・加入金は、上記金額に100分の105を乗じて得た額とする。</p>	口径	金額	13mm	50,000 円	20mm	65,000 円	25mm	170,000 円	40mm	530,000 円	50mm	920,000 円	75mm	2,500,000 円	100mm	4,900,000 円	150mm	13,600,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>50,000 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>65,000 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>170,000 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>370,000 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>530,000 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>920,000 円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,500,000 円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>4,900,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>・口径増加工事の場合は、新口径と旧口径の差額とする。 ・100mmを超える場合は、町長が別に定める。 ・加入金は、上記金額に100分の105を乗じて得た額とする。</p>	口径	金額	13mm	50,000 円	20mm	65,000 円	25mm	170,000 円	30mm	370,000 円	40mm	530,000 円	50mm	920,000 円	75mm	2,500,000 円	100mm	4,900,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>40,000 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>60,000 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>170,000 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>240,000 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>470,000 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>700,000 円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,760,000 円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>— 円</td></tr> </tbody> </table> <p>・口径増加工事の場合は、新口径と旧口径の差額とする。 ・加入金は、上記金額に100分の105を乗じて得た額とする。</p>	口径	金額	13mm	40,000 円	20mm	60,000 円	25mm	170,000 円	30mm	240,000 円	40mm	470,000 円	50mm	700,000 円	75mm	1,760,000 円	100mm	— 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>25mmまで</td><td>47,250 円</td></tr> <tr><td>40mmまで</td><td>105,000 円</td></tr> <tr><td>50mmまで</td><td>157,500 円</td></tr> <tr><td>75mmまで</td><td>210,000 円</td></tr> <tr><td>100mmまで</td><td>315,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>・口径増加工事の場合は、新口径と旧口径の差額とする。</p>	口径	金額	25mmまで	47,250 円	40mmまで	105,000 円	50mmまで	157,500 円	75mmまで	210,000 円	100mmまで	315,000 円	<p>(1) 統一する加入金は、酒田市の例を基本とする。</p>
口径	金額																																																																					
13mm	50,000 円																																																																					
20mm	65,000 円																																																																					
25mm	170,000 円																																																																					
40mm	530,000 円																																																																					
50mm	920,000 円																																																																					
75mm	2,500,000 円																																																																					
100mm	4,900,000 円																																																																					
150mm	13,600,000 円																																																																					
口径	金額																																																																					
13mm	50,000 円																																																																					
20mm	65,000 円																																																																					
25mm	170,000 円																																																																					
30mm	370,000 円																																																																					
40mm	530,000 円																																																																					
50mm	920,000 円																																																																					
75mm	2,500,000 円																																																																					
100mm	4,900,000 円																																																																					
口径	金額																																																																					
13mm	40,000 円																																																																					
20mm	60,000 円																																																																					
25mm	170,000 円																																																																					
30mm	240,000 円																																																																					
40mm	470,000 円																																																																					
50mm	700,000 円																																																																					
75mm	1,760,000 円																																																																					
100mm	— 円																																																																					
口径	金額																																																																					
25mmまで	47,250 円																																																																					
40mmまで	105,000 円																																																																					
50mmまで	157,500 円																																																																					
75mmまで	210,000 円																																																																					
100mmまで	315,000 円																																																																					

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (13)	水道関係事業の取扱いについて
----------------	----------------

調整方針（案）	(4) 手数料は、酒田市の例を基本として合併時に統一する。
---------	-------------------------------

所管部会・分科会	建設部会・上水道分科会
----------	-------------

手数料

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
	酒田上水道	八幡簡易水道	松山上水道	平田上水道	
1. 設計手数料	1工事につき 見積り工事費の100分の3の額に100分の105を乗じて得た額	—	1工事につき 見積り工事費の100分の3の額に100分の105を乗じて得た額	—	(1) 手数料は、酒田市の例を基本として合併時に統一する。
2. 設計審査手数料	新設1件につき 3,000円 増設1件につき 2,000円	1件につき 3,000円	新設1件につき 3,000円 増設1件につき 2,000円	1工事 500円	
3. 給水装置検査手数料 ア 給水装置新設のとき	内径40mm未満 1工事につき 300円 内径40mm以上 1工事につき 2,000円	1件1回につき 400円	1件1回につき 500円	1工事 500円	
イ 給水装置増設、改造、 位置変更のとき	内径40mm未満 1工事につき 200円 内径40mm以上 1工事につき 1,000円				
4. 工事施行調査料(新設のみ)	300円に100分の105を乗じて得た額	—	—	—	
5. 開閉栓手数料	開閉各1回につき 600円に100分の105を乗じて得た額	各開閉1回につき 600円	開閉各1回につき 500円	—	
6. 給水装置工事事業者指定 (登録)手数料	指定 1件につき 3,000円	指定 1件につき 3,000円	登録 1件につき 5,000円	登録 1件につき 5,000円	
7. 証明手数料	各種証明手数料 1件につき 300円	各種証明 1件につき 300円	—	—	
8. 督促手数料	1通につき 50円	税条例を準用(1通につき 100円)	税条例を準用(1通につき 100円)	税条例を準用(1通につき 100円)	

協議第 4 4 号

協定項目 9

地域審議会等の取扱いについて

地域審議会等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

地域審議会等の取扱いについて

改正地方自治法第 2 0 2 条の 4 から第 2 0 2 条の 8 まで、及び合併特例法第 5 条の 4 の趣旨にのっとり、住民の意向を行政に十分に反映するとともに、住民と行政との連携と協働の強化を図りながらコミュニティの育成強化を図ることを目的とする地域協議会を、八幡町、松山町及び平田町の区域を対象として新市の条例により設置する。

「別紙」参照

北庄内合併協議会資料（行財政システムに関する小委員会資料）

協定項目 9	地域審議会等の取扱いについて
調整方針（案）	改正地方自治法第202条の4から第202条の8まで、及び合併特例法第5条の4の趣旨にのっとり、住民の意向を行政に十分に反映するとともに、住民と行政との連携と協働の強化を図りながらコミュニティの育成強化を図ることを目的とする地域協議会を、八幡町、松山町及び平田町の区域を対象として新市の条例により設置する。

地域審議会等の取扱い 調整案	備考
<p>1 名称 「 地域協議会」</p> <p>2 設置目的 改正地方自治法第202条の4から第202条の8まで、及び合併特例法第5条の4の趣旨にのっとり、住民の意向を行政に十分に反映するとともに、住民と行政との連携と協働の強化を図りながらコミュニティの育成強化を図ることを目的とする。</p> <p>3 設置根拠 新市条例により設置する。</p> <p>4 設置期間 期限は特に設けない。</p> <p>5 組織体制 委員数は15名程度とし、自治会、PTA、各種団体等の地域住民の中から市長が委嘱する。なお、委員は、支所長が地域の意見を聞いて市長に内申するものとする。</p> <p>6 委員身分 新市の非常勤特別職とする。</p> <p>7 報酬 報酬は年額とし、その額は2万円程度とする。</p> <p>8 所掌事務 (1) 市長等の諮問に応じて審議し、意見を述べること 新市建設計画の変更に関する事項 その他市長が必要と認める事項 (2) 協議し、市長に意見を述べること 地域内振興に関すること 地域づくり予算に関すること 地域内コミュニティ組織の育成・強化に関すること その他必要と認めること (3) 前2項の意見に対して、市長は必要があると認めるときは、適切な措置を講じる。</p> <p>9 支所との関わり 支所の所掌事務に関する予算(地域づくりのためのソフト事業等に関する予算)を支所が要求する際には、地域協議会の意見を踏まえるものとする。 また、地域協議会運営経費を一定額確保する。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div>	<p>(1) 条例案は、合併までに調製する。</p> <p>(2) 酒田市の区域においては、コミュニティ組織が機能しているため設置しない。</p>

北庄内合併協議会資料（行財政システムに関する小委員会資料）

協定項目 9	地域審議会等の取扱いについて
調整方針（案）	改正地方自治法第202条の4から第202条の8まで、及び合併特例法第5条の4の趣旨にのっとり、住民の意向を行政に十分に反映するとともに、住民と行政との連携と協働の強化を図りながらコミュニティの育成強化を図ることを目的とする地域協議会を、八幡町、松山町及び平田町の区域を対象として新市の条例により設置する。

参 考 法 令 抜 粋

改正地方自治法

（地域自治区の設置）

- 第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。
- 2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。
- 3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てる。
- 4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

- 第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。
- 2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。
- 3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては地域協議会の構成員が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 4 地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。
- 5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

- 第202条の6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。
- 3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会構成員の任期による。
- 4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域協議会の権限）

- 第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。
- 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - 三 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市町村は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長その他の市町村の機関は、前2項の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

（地域協議会の組織及び運営）

- 第202条の8 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

合併特例法

（地域審議会）

- 第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

協議第45号

協定項目25

新市建設計画について

新市建設計画について、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

新市建設計画について
新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

「別添」参照